

京都市地域の福祉活動応援事業の実施等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、個人や企業等からの寄付金を活用し、多様化する福祉ニーズに対応する福祉的活動を行う団体に補助を行う「京都市地域の福祉活動応援事業（以下「本事業」という。）」の実施に当たり必要な事項を定めるとともに、「京都市地域の福祉活動応援事業補助金（以下「補助金」という。）」の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものである。

(申請対象団体)

第2条 本事業に申請できる団体は、以下の条件を全て満たす団体とする。

- (1) 京都市内において障害者支援、高齢者支援、生活困窮者支援等の福祉的な活動又はこれに準ずる活動を概ね1年以上継続して実施している団体であること
- (2) 京都市内に事業所を有する社会福祉法人、特定非営利活動法人、公益法人、その他市長が適当と認める団体であること（本部、支部、事業所等のいずれかが京都市内にあるものに限る。ただし、団体の規約等のないものを除く。）
- (3) 営利を目的として事業を行う団体ではないこと
- (4) 京都市暴力団排除条例に規定する暴力団員等及び暴力団密接関係者でないこと（京都市暴力団排除条例第2条第4号及び同条第5号）
- (5) 過去3年間に京都市から行政処分を受けていないこと
- (6) 京都市競争入札等取扱要綱及び京都市競争入札参加停止取扱要綱に掲げる参加停止の要件に該当する行為を行っていない者であること

(支援の内容)

第3条 本市が本事業の補助対象とした団体（以下「補助団体」という。）に対して行う支援の内容は、次の各号のとおりとする。

- (1) 補助団体が行う福祉的活動等に要する経費について、本市が実施するふるさと納税型クラウドファンディング又は企業版ふるさと納税（以下「クラウドファンディング等」という。）により資金調達を実施し、その資金調達の実績に応じて補助団体に補助金を交付する。
- (2) 補助団体による福祉的活動等の推進及び発展に関して、京都市福祉ボランティアセンター等の関係機関と連携し、必要な助言、指導等を行う。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象とする福祉的活動等（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号の要件を全て満たすものとする。

- (1) 補助団体が補助を受けようとする年度中に実施する活動であること
- (2) 障害者支援、高齢者支援、生活困窮者支援等、多様化する福祉ニーズに対応することを目的とした先駆的又は特色ある活動であること
- (3) 補助団体が既の実施している活動にあっては、規模や対象等を拡大して実施する事業であること
- (4) 地域社会における複合的な社会課題の解決、地域における福祉の底上げ、福祉の担い手の育成等に寄与する事業であること

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる活動は、補助の対象としないものとする。
- (1) 宗教の教義を広め、若しくは広めさせないこと又は信者を増加させ、若しくは増加させないことを主たる目的とする活動
 - (2) 政治的活動及び公職の候補者（公職の候補者になろうとする者及び公職にある者を含む。）若しくは政党を推薦し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
 - (3) 特定又は少数の者のみの利益に寄与する活動
 - (4) 補助金の交付決定以前に実施する活動。ただし、事前着手届（第8号様式）の提出があったときは、この限りではない。
 - (5) 公的制度の対象となる事業のほか、本市が委託する事業又は本市の他の福祉的活動等を支援する補助金において補助対象としている活動

（補助の対象経費）

第5条 補助金の交付の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助金の交付の決定を受けた年度の3月31日までに補助団体が補助対象事業の実施に要した費用とする。ただし、以下の経費は対象外とする。

- (1) 寄付金の募集の目的に合致しない経費
- (2) 補助対象事業に直接必要としない経費
- (3) 領収書等の経理書類が提出できない経費
- (4) 建物等の建築費及び用地、建物の取得費
- (5) 団体の職員の人件費及び法定福利費（ただし、補助対象事業に係る人件費を除く。）並びに団体事務所の賃借料、光熱水費、公租公課費、会費、支払利息等など団体を維持・運営するための経常経費
- (6) 飲食費及び接待費
- (7) 金券など金銭的価値を有するものの購入経費
- (8) 景品や参加賞など個人給付的な経費
- (9) 手数料（ただし、インターネット等でのみ購入可能な備品等を購入する場合の振込手数料及び送料を除く。）
- (10) 本市が支払う別の委託料及び補助金等の交付対象経費
- (11) 著しく高額又は高級と判断される経費、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

（補助対象事業の申請）

第6条 本事業による支援を希望する団体は、市長が別に定める期限までに、京都市地域の福祉活動応援事業申請書（第1号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 活動計画書（第2号様式）
- (2) 団体の定款又は規約
- (3) 団体の活動実績が分かるもの
- (4) 団体の直近3年間の決算書
- (5) 暴力団排除措置に係る誓約書（京都市暴力団排除条例施行規則の第1号様式）
- (6) その他市長が必要と認める書類

(審査及び決定)

第7条 市長は、前条の申請があった場合は、別表に基づき審査のうえ、本事業による支援の対象とするか否かを決定し、速やかにその結果を申請団体に京都市地域の福祉活動応援事業支援団体決定通知書（第3号様式）により通知する。

(補助団体の活動)

第8条 前条により支援の対象として決定を受けた補助団体は、補助対象事業の遂行に加えて、次の各号に定める事項を実施するものとする。

- (1) 市長が別に定める期間において、活動に必要な費用の補助を受けるために、自ら積極的に寄付の募集及び広報活動を行うこと
- (2) 京都市福祉ボランティアセンターに登録を行い、情報発信及び情報収集を積極的に行うこと
- (3) 補助対象事業の実施後、寄付者や翌年度以降に本事業に応募しようとする福祉的活動等を行う団体を対象とした広報等に協力を行うこと

(クラウドファンディングによる寄付の募集等)

第9条 市長は、補助団体が行う福祉的活動ごとに、寄付目標金額（上限50万円（クラウドファンディングの実施に要する手数料を除く。））を明らかにしたうえで、ふるさと納税型クラウドファンディングを実施する。

(補助金内示額の通知)

第10条 クラウドファンディングの実施に要した手数料を除く寄付額を補助金内示額として、京都市地域の福祉活動応援事業補助金内示通知書（第4号様式）により補助団体へ通知する。

- 2 前項の規定にかかわらず、企業版ふるさと納税等により、本事業全体を支援するための本市への寄付があった場合、市長は、前項によるふるさと納税型クラウドファンディングにおける寄付目標金額に対する達成率に応じて、寄付目標金額の範囲内で当該寄付金の一部又は全部を補助団体に配分できるものとし、当該配分を行った場合には、補助金内示額に加算するものとする。
- 3 寄付目標金額にクラウドファンディングの実施に要する手数料を加えた額を超えて寄付があった場合は、超えた額を、前項に記載の本事業全体を支援するための本市への寄付として受けることができるものとする。

(補助金の額)

第11条 補助の金額は、補助対象経費と前条第1項に規定する補助金内示額を比較し、いずれか低い方の額とする。

(補助金の交付申請)

第12条 補助団体は、第10条第1項に基づく通知後、市長が別に指示する期日までに、京都市地域の福祉活動応援事業補助金交付申請書（第5号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書（第6号様式）
 - (2) その他市長が必要と認める書類
- 2 補助団体は、補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及

び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第26号）に基づく仕入れに係る消費税及び地方消費税として控除することができる部分の金額に補助対象経費に占める補助金の額の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の交付決定）

第13条 市長は、前項の規定に基づく交付申請があったときは、原則として30日以内に条例第10条各項に基づき交付及び交付予定額又は不交付を決定する。

2 市長は補助金の交付又は不交付の決定をしたときは、条例第12条の規定に基づき、京都市地域の福祉活動応援事業補助金交付決定通知書（第7号様式）により通知する。

（補助対象事業の事前着手）

第14条 補助団体は、やむを得ない事由により、第11条に基づく交付申請を行う前に補助対象事業に着手する必要があるときは、事前着手届（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助対象事業の変更）

第15条 補助団体が条例第11条第1項第1号に基づき、補助対象事業の内容を変更しようとする場合は、京都市地域の福祉活動応援事業補助金変更交付申請書（第9号様式）を市長に提出するものとする。ただし、交付予定額に変更がなく、補助対象経費の20%以内の軽微な変更については、この限りではない。

2 市長は、前項に規定する変更等の申請があったときは、内容を精査のうえ、その承認又は不承認を決定し、京都市地域の福祉活動応援事業補助金変更交付決定通知書（第10号様式）により、補助団体に通知する。

（補助対象事業の中止・廃止）

第16条 補助団体が条例第11条第1項第2号に基づき、補助対象事業を中止し、廃止しようとする場合は、京都市地域の福祉活動応援事業補助金中止・廃止申請書（第11号様式）を市長に提出し、承認を受けるものとする。

（実績報告）

第17条 条例第18条の規定による実績報告は、補助対象事業終了後1か月以内又は補助対象事業の実施翌年度の4月15日のいずれか早い日までに、京都市地域の福祉活動応援事業補助金実績報告書（第12号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（第13号様式）
- (2) 領収書その他事業の実施に要した経費を支払ったことを証する書類の写し
- (3) 事業の実施状況を確認できるもの（状況写真、チラシ等の成果物等）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 補助団体は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消

費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税額及び地方消費税額に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第18条 市長は、前条による報告を受け、条例第19条の規定により、補助団体に交付すべき補助金の額を確定したときは、京都市地域の福祉活動応援事業補助金交付確定通知書（第14号様式）により通知する。

(補助金の支払)

第19条 補助金は、次条による概算払を除き、補助金の額を確定した後に、補助団体に対して支払うものとする。

2 補助団体は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、市長の指定する日までに京都市地域の福祉活動応援事業補助金請求書（第15号様式）により、市長に補助金の支払請求を行うものとする。

(補助金の概算払)

第20条 補助団体が、条例第21条第2項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、京都市地域の福祉活動応援事業補助金交付申請書（第5号様式）に概算払の希望の有無とその理由を記載のうえ、京都市地域の福祉活動応援事業補助金概算払請求書（第16号様式）により請求するものとする。

2 概算払できる金額は、第12条第2項で通知する交付予定額の2/3以内とする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第21条 補助団体は、補助対象事業完了後に申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第17号様式）により市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合、当該仕入控除税額の全部又は一部を納付させることがある。

(関係書類の整備)

第22条 補助団体は、支出内容及び金額を明らかにした帳簿を備え、当該支出について証拠書類を整備し、当該帳簿及び証拠書類を補助対象事業完了後5年間保管しておかなければならない。

2 前項に規定する書類は、保存期間が満了するまでの間に市長の求めがあった場合は、速やかに提出しなければならない。

(補則)

第23条 この要綱において別に定めることとされている事項及びこの要綱の施行に関し必要な事項は、保健福祉局長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年3月27日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、令和8年3月27日以後の申請に係る本事業の実施について適用し、同日前の申請に係る事実に対する本事業の実施等については、従前の例による。

別表（第7条関係）

	評価の視点
1	補助を希望する活動のねらい等が明確であり、本市の「京・地域福祉社会推進指針」の趣旨を踏まえた内容となっていること また、活動内容に訴求力があり、広く理解を得ることができるものとなっていること
2	多様化、複合化する福祉課題の解消を目的とする内容であって、先駆的又は特色ある活動であること、又は対象の拡大が期待できる活動であること
3	補助を希望する活動に関する広報の手法、返礼品の設定等の寄付者への働きかけが効果的かつ実行可能なものとなっていること また、活動に必要な費用の補助を受けるために、自らが積極的に寄付の募集を行う内容となっていること
4	事業経費の使途が明確であり、補助金による効果が具体的に見込める内容となっていること
5	補助を受けた後も積極的に活動を行う予定があり、本事業の広報等に協力を行う内容となっていること

※ 原則、これまでに本事業による支援の対象としていない団体又は活動を優先する。